

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 15 | 子ども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高町は、子ども医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県 日高町長

公表日

令和3年12月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子ども医療費支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 日高町保健福祉医療費の支給に関する条例(平成7年条例第3号)に基づき、子どもの医療費の一部について支給する事務を行っている。 医療費の支給は、通院・入院等に係る医療保険診療分の自己負担額としている。 家族等の申請により、受給資格者の認定審査(所得制限判定を含む)を行い、資格を管理する。 番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し保有する個人情報について情報連携を行う。 |
| ③システムの名称 | 子ども医療システム、統合宛名システム、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 受給者台帳情報ファイル 2. 所得情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2項 第4条第2項 別表第2の2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 情報照会 第4条第2項 別表第2の2項 情報提供 第5条第1項 別表第3 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て福祉健康課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て福祉健康課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-----------|
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 子ども医療システム、中間サーバ | 子ども医療システム、統合宛名システム、中間サーバ | 事後 | |
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠 | ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の2項 第4条第2項 別表第2の2項 | 事後 | |
| 平成28年9月7日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第14号(特定個人情報保護委員会規則) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 情報照会 第4条第2項 別表第2の2項 情報提供 第5条第1項 別表第3 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IV リスク対策 | | 新様式への対応 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署 | 住民福祉課 | 子育て福祉健康課 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名 | 住民福祉課長 | 子育て福祉健康課長 | 事後 | |

